

環境にやさしい建物の普及を目指して

建築物の環境配慮制度マニュアル（別冊）

建築物環境計画書等届出

マニュアル

令和3年4月改訂

大阪府

1. 建築物環境計画書等の概要

大阪府では、平成18年4月1日から大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「条例」といいます。）を施行し、一定規模以上の建築物（特定建築物）を新築等しようとする際に環境配慮事項について自己評価を行う、建築物環境計画書等の届出を義務付ける建築物環境配慮制度を開始しました。

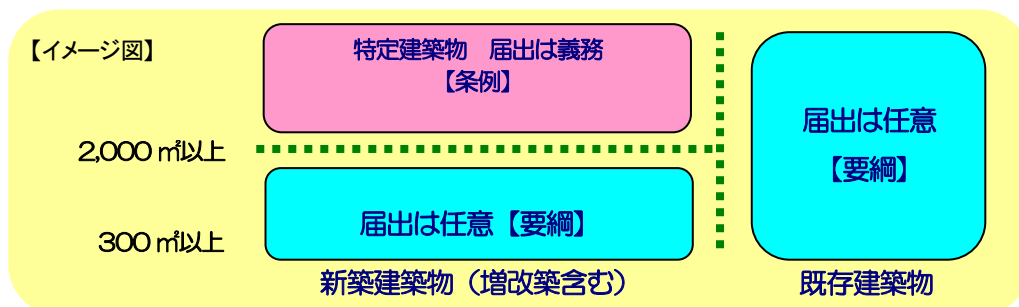
【建築物環境計画書等の概要】

(1) 延べ面積（増改築の場合は増改築部分）が2,000平方メートル以上の建築物（特定建築物）を新築又は増改築する場合に建築物環境計画書の届出が必要です。なお、建築物の設計変更等により、既に届出した建築物環境計画書の内容に変更が生じる場合は、建築物環境計画変更届出書の届出が必要となります。

(2) 建築物環境計画書の工事が完了した場合は、建築物工事完了届出書の届出が必要です。

(3) 延べ面積2,000平方メートル以上で、当該建築物の販売等広告を行う際には、広告にラベルの表示を義務付けました。なお、届出は不要ですが、平成30年4月1日以降の計画書の届出された建築物については、工事現場の見やすい場所にラベルの表示を義務付けました。

(4) 工事を取りやめた場合は、建築物工事取りやめ届出書によって、届出が必要です。

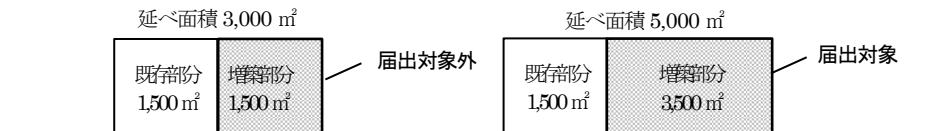


※延べ面積が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満の建築物の新築、増改築及び延べ面積300平方メートル以上の既存建築物については、要綱※に基づく任意の届出制度があります。

■建築物環境計画書の届出対象となる建築物の取り扱い

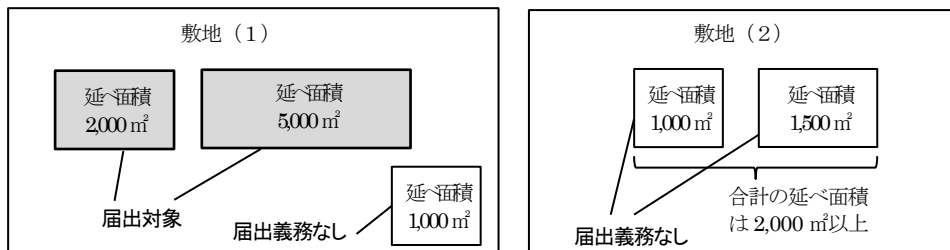
①増改築建築物について

増改築部分の延べ面積が2,000平方メートル以上の場合、既存建築物の規模に関係なく、増改築部分に係る建築物環境計画書の提出が必要です。

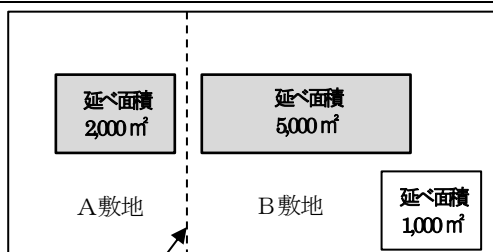


②同一敷地内に複数棟ある場合の届出対象について

特定建築物の棟ごとの規模（それぞれが2,000㎡以上）により判断します。なお、下図の敷地(1)の場合、届出対象が2棟あるため、届出書を別々に作成して頂き、提出してください。敷地(2)の場合は届出は不要です。



③同一敷地内に複数の建築物を計画する場合の外構の評価について



仮想敷地の境界線を設定することも可

※「Q3 室外環境（敷地内）」「LR3 敷地外環境」の評価項目のうち、外構に係るものについては、敷地全体での評価を行い、各特定建築物の評価には同じ評価結果を記入することができます。

なお、特定建築物ごとに仮想敷地（左図）を設定し、それぞれ評価を行なうこともできます。

2. 建築物環境計画書等の届出

(1) 建築物環境計画書

特定建築主は、大阪府温暖化の防止等に関する条例第17条第1項の規定に基づき、建築物環境計画書を作成し、工事に着手する 21 日前までに、届出を行わなければなりません。なお、同一敷地に特定建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成し、届出を行わなければなりません。

【届出先】

○大阪府住宅まちづくり部審査指導課建築環境・設備グループ④番窓口（大阪府咲洲庁舎27階）

電話番号 06-6210-9725

○届出対象の市町村は、大阪市、堺市を除く全ての市町村です。

大阪市内または堺市内で特定建築物を新築、増改築する場合は、大阪市または堺市に届出を行う必要があります。

詳しくは、各市のホームページをご覧ください。詳しくは、各市の担当にお問い合わせください。

【大阪市】都市計画局建築指導部建築確認課 TEL：06-6208-9304

【堺市】建築都市局開発調整部建築安全課 TEL：072-228-7936

【届出様式及び届出期限】

※届出様式は、大阪府のホームページからダウンロードをお願いします。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/casbee01.html

届出様式	届出期限
建築物環境計画書（様式第6号）	工事着手の21日前までに
建築物環境計画変更届出書（様式第7号）	変更工事着手の15日前までに（特定建築主の氏名の変更等） 変更をした日から30日以内に（評価結果（BEE値）の変更等）
建築物工事とりやめ届出書（様式第8号）	工事取りやめの日以後すみやかに
建築物工事完了届出書（様式第9号）	工事完了日から15日以内に
建築物環境性能表示届出書（様式第10号）	広告の表示日から15日以内に
建築物環境性能表示変更届出書（様式第11号）	広告の表示日から15日以内に

【届出部数等】

○届出は、下記の①～⑥に掲げる図書を添えて、正・副（計2部）となります。なお、届出手数料は不要です。

※届出を特定建築主に代わって設計者等が行う場合は、委任状の添付が必要です。

【届出書類】

①建築物環境計画書第1面～第3面（様式第6号）

【記載事項】

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（条例第17条第1号）
- 特定建築物の名称及び所在地（条例第17条第2号）
- 特定建築物の概要（条例第17条第3号）
- 建築物の環境配慮のために講じようとする措置（条例第17条第4号）
- 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置（条例第16条第3項、第4項、第5項）

【外皮基準への適合を義務化】

○非住宅部分の床面積2,000平方メートル以上のもの

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条の届出で、建築物の床面積（開放部分を除いた部分の床面積）が2,000平方メートル以下の場合、条例対象外となる場合があります。

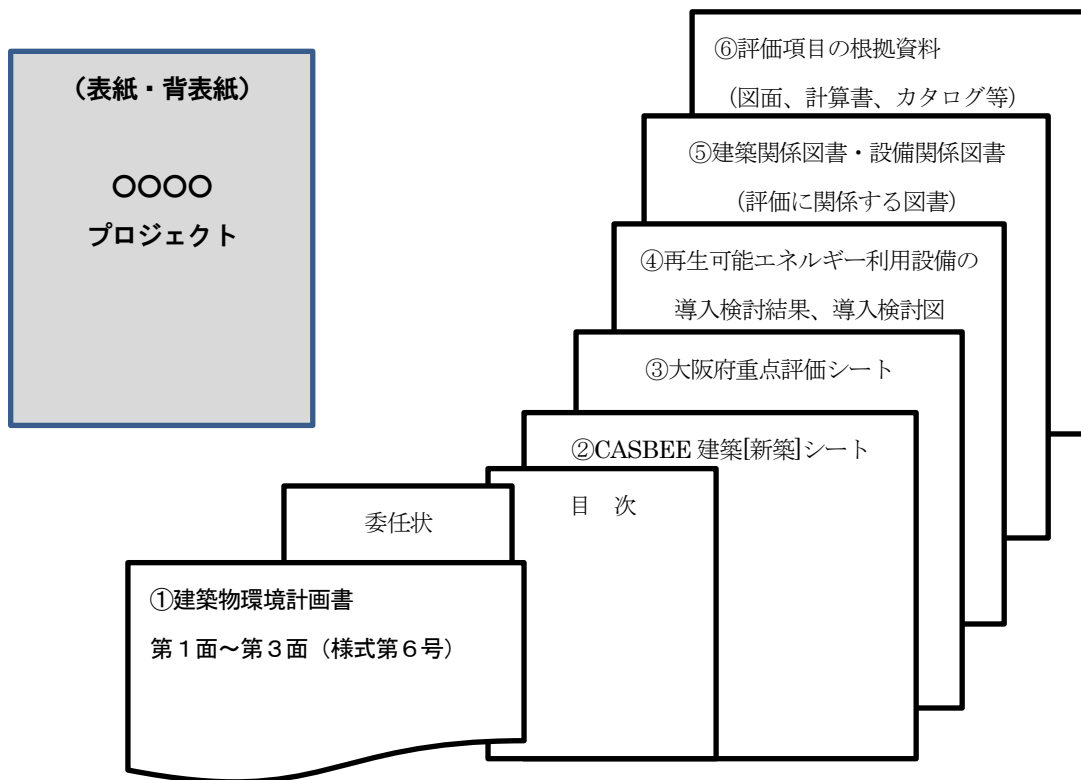
【外皮及び一次エネルギー消費量の双方の基準への適合を義務化】

○住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上かつ建築物の高さが60メートルを超えるもの

※なお、一次エネルギー消費量については「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で適合義務があるため、条例対象外となる場合があります。

【 届出図書の綴り方について 】

- 添付図書は A4 版または A3 版で作成し、A4 版のファイルに綴り込んでください。なお、A3 版の図面の場合には、A4 版に折って綴じてください。
- ファイルの表紙と背表紙には、特定建築物の名称を表示してください。
- 下図を参考に必要となる各種資料を綴じ込んでください。

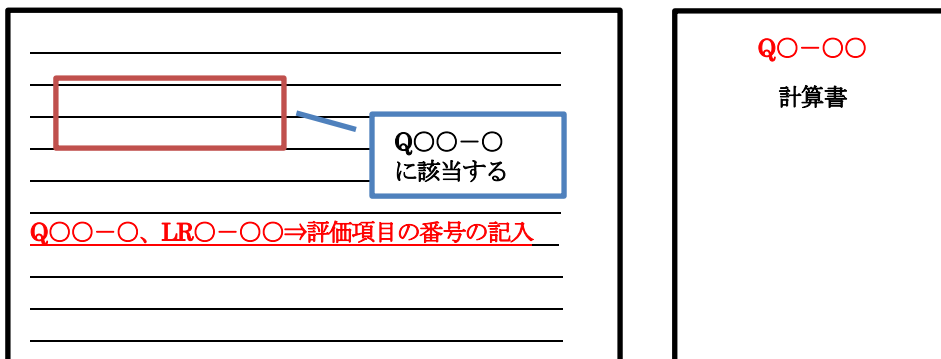


(届出内容を確認する基準)

○評価項目について
 ☆レベル3の場合で、① ○ (マル) の積み上げの場合、②計算による評価、チェックリストやカタログが必要な場合については、根拠資料を求めます。
 ☆レベル4、5の場合は、図面への注釈記載やカタログ等の添付、必要な計算書が添付されているか確認。

○根拠資料について
 評価の根拠を示す資料には、評価項目の番号の記載や各評価項目の箇所が分かるような囲みなどで明示してください。必要に応じて図面等に説明文等を加筆してください。なお、内容が十分わかるものであれば、複数の図書を1つの図書で兼用も可能です。

(例)



建築物環境計画書の届出図書一覧

	届出資料等	備 考
①	建築物環境計画書（様式第6号）	大阪府ホームページからダウンロードして作成してください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/casbee01.html
②	「CASBEE-建築(新築)」 メインシート 評価結果表示シート スコアシート 解説シート	大阪府ホームページからダウンロードして作成してください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/casbee01.html 〔注：建物の外観図は、JPEG形式のものを「結果シート」に貼り付けてください。外観図の掲載を希望されない場合は、ご相談ください。〕
③	「大阪府の重点評価」 評価結果表示シート 重点評価入力シート	大阪府ホームページからダウンロードして作成してください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/casbee01.html ※重点評価入力シートで「エネルギー消費量の実績を3年間報告する」としたときは、以後、下記のとおり、報告してください。 ※環境配慮マニュアルを参照してください。 （1）完了届出時に「大阪府の重点評価」の目標入力シートに目標を入力して、消費量結果表示シートとともに提出 （2）以後毎年度3月末までのエネルギー消費量を「大阪府の重点評価」の消費量入力シートに消費実績を入力して、消費量結果表示シートとともに毎年8月末までに提出してください。
④	再生可能エネルギー利用設備導入検討シート（※導入の有無に関わらず提出して下さい。） ①太陽光発電設備用 ②太陽熱利用設備用 ③その他再生可能エネルギー利用設備用 ④設備導入検討図（屋上平面図、配置図、立面図等）	大阪府ホームページから、記入様式（Excel ファイル）をダウンロードして作成し、建築物環境計画書に添付して提出してください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/casbee01.html ※提出が必要な資料は届出建築物の立地条件などにより異なります。詳細は、別冊マニュアル「再生可能エネルギー利用設備導入検討の導入検討の手引き」を参照してください。
上記の②～④の電子データについて、建築物環境計画書の内容等を確認させて頂いた後、ホームページでの公表用資料を作成するため、以下のデータを kenchikushido-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp まで送付をお願いします。（メール題名に受付番号を入力してください。）		
⑤	評価項目の根拠資料	図面、計算書、カタログ等

⑥ 建築関係図	建築関係図書、設備関係図書、その他関係図書（評価に係る図面） ※評価項目のうち、 重 は大阪府の重点評価項目となっています。		
	添付図書	明示すべき事項	評価項目
	特記仕様書	敷地・建物概要、開口部遮音性能、化学汚染物質に対する配慮	Q1-1.2.1 Q1-4.1.1
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上等外構 ※適宜、大阪府の重点評価（「建築物表面及び敷地の高温化抑制」）の評価の根拠資料として高温化抑制の対策範囲や対策内容を明示してください。（対策内容別に凡例を表示）	重 Q3-3.2 重 LR3-2.2
	緑化計画図	緑地部分の面積、緑化率、緑化基準に対する緑化面積割合及び中高木の割合の計算書 ※大阪府の重点評価（「緑化」）の評価の根拠資料として植栽計画図を添付してください。 ※同一敷地内に複数の建築物を計画する場合は、「Q3 室外環境（敷地内）」「LR3 敷地外環境」の評価項目については、敷地全体で評価し、各評価には同じ評価結果を記入してください。	重 Q3-1 重 Q3-3.2 重 LR3-2.2
	各階平面図、屋根伏図、求積図	縮尺、方位、間取、各室の用途、建築物等の面積（建築面積、延べ面積等）、有効採光面積、自然換気面積、バルコニーや屋上緑化 ※適宜、大阪府の重点評価（「建築物表面及び敷地の高温化抑制」）の評価の根拠資料として高温化抑制の対策範囲や対策内容を明示してください。（対策内容別に凡例を表示）	Q1-3.1.2 Q1-4.2.2 Q1-4.3.2 Q2-1.1.1
	立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上、外壁仕上、建築物表面の高温化抑制対策（壁面緑化等）の範囲 ※適宜、大阪府の重点評価（「建築物表面及び敷地の高温化抑制」）の評価の根拠資料として高温化抑制の対策範囲や対策内容を明示してください。（対策内容別に凡例を表示）	Q2-2.2.2
	断面図・矩計図	縮尺、階高、各階の天井高さ、建築物の高さ、床・屋上の仕上壁厚、外壁・屋根等の外気に接する部分の材質及び熱の損失防止のための措置内容	Q1-3.2.1 Q2-1.2.1 Q2-3.1.1
	内部仕上表	主要な室の床・壁・天井の仕上	Q1-1.3 Q1-4.1.1 Q2-2.2.3
構造特記仕様書及び構造計算書（抜粋）	耐震性（地震層せん断力係数、保有水平耐力、重要度係数）、積載荷重、高炉セメント使用個所、鉄骨断面リスト、免震・制振装置	Q2-2.1.1 LR2-2.3	
計算書	日光率算定式 壁長さ比率算定式 緑地面積 中高木の占める面積 建築物表面及び敷地の高温化抑制対策面積、自然換気性能計算書（窓面積／居室面積）、ガラス面の反射率等	Q1-3.1.1 Q1-4.2.2 Q2-3.1.2 LR3-3.3.2	

設備 関係 図	特記仕様書(設備)	設備概要、空調室温設定、設備機器耐震クラス、監視・制御システム、断熱材、消火剤、冷媒	Q1-2.1.1 Q1-2.2 Q1-2.3 Q2-2.4.4 LR2-3.2.1 LR2-3.2.2 LR2-3.2.3
	空調換気機器リスト	空気調和設備機器、換気設備機器、排煙設備機器、ボイラー、ポンプ類	Q2-2.2.6 重LR3-1 LR3-3.1.1 LR3-3.1.2 LR3-3.1.3
	空調ダクト系統図	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機、ダクト類(中央式空調換気設備がある場合)	Q1-2.1.3
	空調配管系統図	配管口径、空気調和機(中央式空調換気設備がある場合)	Q1-4.2.3 Q2-2.2.4
	基準階平面図(設備)	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機器、換気設備機器、ダクト類(中央式空調換気設備がある場合)	Q2-2.2.5 Q2-3.3.1
	衛生機器リスト、カタログ類の写し	水槽類、ポンプ類、ろ過器等、節水型機器のカタログ	Q2-3.3.2
	給排水系統図	給水、排水管等の材質、口径寸法、配置	Q2-2.4.2
			LR2-1.1 LR2-1.2.1 LR2-1.2.2
	照明関係図、照度計算書	制御区画、設計照度	Q1-3.3 Q1-3.4
省エネルギー措置の概要	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項または同法第19条第1項に基づく届出書の写し等	重LR1-1	
エネルギー関係図書	空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機のエネルギーの消費量及び効率並びに構造	重LR1-3	
そ の 他 図 書 関 係	住宅性能評価書	省エネルギー対策等級 ホルムアルデヒド発散対策等級	Q1-2.1.2 重LR1-1 Q1-4.1.1
	バリアフリー新法(大阪府福まち条例)関係	建築物移動等円滑化(誘導)基準チェックリスト	Q2-1.1.3
	カタログ類の写し	乾式遮音間仕切りの遮音性能 フローリングの遮音性能	Q1-1.2.2 Q1-1.2.3 Q1-1.2.4
		リサイクル材 SDS(PRTR法対象物質を含有しないことの表記があるもの)	LR2-2.4 LR2-3.1

大気熱負荷計算書	「ヒートアイランド対策熱負荷計算モデル（大阪府版）」を使用して作成し、以下のアドレスからダウンロードしてください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ji-gyotoppage/netuhukatempu.html ※詳しくは、大阪府環境農林水産部エネルギー政策課温暖化対策グループにお問合せください。	LR3-2.2
エネルギー関係書類	太陽光発電、地熱利用、自然換気システム等関係書類	重LR1-2
風害検討資料	調査概要、シミュレーション方法、結果、対策後の結果等	LR3-3.2.1
日影図	等時間日影図	LR3-3.2.2
交通量調査資料	交通量調査の概要	LR3-2.3.3
光害対策資料	光害対策ガイドラインチェックリスト 「広告物照明の取扱い」配慮事項チェックリスト	LR3-3.3.1
その他府知事が必要と認める図書	建築物の環境品質・性能の向上及び建築物による外部環境負荷の低減のための措置について参考となる事項	

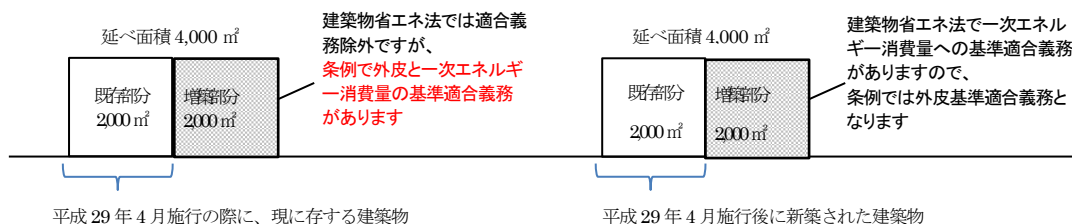
- ※1 特定建築主に代わって、設計者等が届出を行う場合は、委任状を添付してください。
- ※2 上表の添付図書のうち、②については、電子データ（外観図は、JPEG形式）による提出をお願いします。なお、電子データによる提出が困難な場合には、ご相談ください。
- ※3 内容が十分わかるものであれば、上表の複数の図書をひとつの図書で兼用可能です。
- ※4 図面や根拠資料に評価項目番号を記載し、評価した箇所をカラーマーカーや囲み等で見やすく表示してください。

○条例第16条第3項、第4項、第5項に係る省エネルギー基準適合について

用途	床面積の合計	省エネルギー基準適合	
		外皮(断熱・遮熱) (注4)	一次エネルギー消費量 (設備)(注5)
非住宅	2,000㎡以上	条例による義務 (注2)(注3)	建築物省エネ法による義務 (注1)(注2)
住宅	10,000㎡以上	条例による義務 (高さ60m超に限る)(注2)	
	2,000㎡以上		

(注1)

建築物省エネ法の平成29年4月施行の際に、現に存する建築物の増改築で、特定増改築（特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計の増改築後の特定建築物（非住宅部分に限る。）の延べ面積に対する割合が1/2以内であるもの。）は、建築物省エネ法の適合義務が除外されますが、条例による適合義務がかかります。なお、基準適合は、既存部分と増築部分の全体、若しくは増築部分のみのどちらでも可能です。



(注2)

●適用するかの判定面積は、内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものの床面積を除きます

●居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しません

【規則で定める用途】（建築物省エネ法第18条第1号の政令で定める用途）

- 1 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
- 2 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

(注3)

適用するかの判定面積は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等の用途（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの）に供する建築物の部分を除く床面積

(注4)

建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

- （建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準）
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの基準

(注5)

建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号の基準

(2) 建築物環境計画書の変更の届出（条例第18条）

建築物の設計変更等により、既に届出をした建築物環境計画書の内容に変更が生じる場合は、建築物環境計画変更届出書等を2部、提出してください（添付図書の提出については建築物環境計画書と同様です）。なお、届出の概要は、ホームページなどにより公表します。

①以下の項目の変更の場合は、変更をした日から30日以内に提出してください。

- ・氏名又は名称、法人の場合はその代表者、住所
- ・特定建築物の名称
- ・特定建築物の所在地

②以下の項目の変更の場合は、変更の工事に着手する15日前までに提出してください。

- ・特定建築物の概要
- ・建築物の環境配慮のために講じようとする措置
- ・上記の措置の評価結果
- ・当初の届出から変更となった部分の図面、評価根拠資料等

③変更届出の必要が無い場合

- ・建築物環境計画書の第2面（建築主等の概要）の代理者及び建築物の環境配慮に係る設計をした建築士事務所の変更を行う場合
- ・特定建築物の延べ面積の増加を伴わない場合や、建築物の環境配慮措置の変更等によって公表されている評価結果（BEE値）に変更がない場合

(3) 工事取りやめの届出 (条例第19条)

特定建築物の工事を取りやめた場合は、建築物工事取りやめ届出書によって、工事取りやめの日以後速やかに、届出を行わなければなりません。届出様式は大阪府のホームページからダウンロードできます。なお、工事を取りやめたことは、ホームページなどにより公表します。

(4) 工事完了の届出 (条例第20条)

特定建築物の工事が完了した場合は、建築物工事完了届出書によって、工事完了日から15日以内に、届出を行わなければなりません。届出様式は大阪府のホームページからダウンロードできます。なお、工事が完了したことは、ホームページなどにより公表します。

※工事完了とは、特定建築物、外構とも工事を完了することをいいます。

(5) 建築物環境性能表示 (表示ラベル) の届出 (条例第23条、第24条)

○現場用表示ラベルの場合

特定建築主等は、工事の現場の見やすい場所に、1か所以上、図1の建築物環境性能表示 (表示ラベル) を表示しなければなりません。なお、届出については、不要です。

また、図2のラベル (推奨) については、届出者が独自で作成して頂きものとなりますが、工事現場への表示についても推奨しています。

○広告用表示ラベルの場合

特定建築主等は、特定建築物の全部若しくは一部の販売又は賃貸を目的とした広告をする場合、図1の建築物環境性能表示 (表示ラベル) を当該広告に表示しなければなりません。

なお、最初に広告を行った場合は、建築物環境性能表示届出書によって、広告後15日以内に、届出を行わなければなりません。

また、図2のラベル (推奨) については、届出者が独自で作成して頂きものとなりますが、広告への表示についても推奨しています。

現場ラベル表示	縦17cm以上、横28cm以上 (A4版横サイズ程度) ※大阪府としては、A3版を推奨しています。
広告ラベル表示	縦37mm以上、横60mm以上

※同様の広告を2回目以降に行う場合は、届出は不要です。

○表示ラベル (表示例)



(図1) ラベル (義務)



(図2) 推奨するラベル

3. 届出の概要の公表

建築物の環境配慮の評価結果等、届出の概要を府民に公表することにより、建築主による一層の環境配慮の取り組みが期待されます。また、建築物の環境配慮に対する府民や建物利用者の意識やニーズを高めることにより、環境に配慮した建築物の普及を促進する狙いもあります。公表は、大阪府のホームページ等で行います。

＜公表の内容＞

- ・ 建築物環境計画書（変更含む）の届出の概要
- ・ 建築物工事完了の届出の概要
- ・ 建築物工事取りやめ届出の概要
- ・ 建築物環境性能表示の表示届出（変更含む）の概要

○府ホームページによる公表のイメージ

No.	届出 No.	①建築物名称	①建築主	①所在地	②ASBEE 主用途	②建物用途	③評価	③結果シート	③再生可能エネルギー利用設備	③省エネ基準適合状況	④性能表示	⑤完了	⑥更新情報
1	1	〇〇大学講義棟	学校法人〇〇学園	〇〇市	学校	大学	B+	PDF ファイル	太陽光	—	PDF ファイル		
2	2	(仮称)〇〇株式会社新社屋	〇〇(株)	〇〇町	事務所	工場・事務所	B+	PDF ファイル	太陽光・風力発電	×	PDF ファイル	H30.3	変更届 H29.12
3	3	〇〇病院新病棟	医療法人〇〇会	〇〇市	病院	病院	A	PDF ファイル	—	○	PDF ファイル		
4	4	〇〇ホームセンター〇〇店	(株)〇〇	〇〇市	物販店	物販店	確認中						

※「CASBEEシステムによる評価」及び「大阪府の重点評価」による結果シートをPDFファイルにより公表します。

・ 公表の内容は、特定建築主が自主的に評価したものであり、大阪府が認証等を行ったものではありません。

○表示項目

- ①建築物の名称、所在地及び建築主
- ②建築物の概要
- ③建築物の環境配慮のために講じようとする措置及びその評価結果（結果シート）

○CASBEE-建築（新築）による評価結果及び大阪府の重点評価による評価結果（結果シート）

○再生可能エネルギー利用設備の導入状況

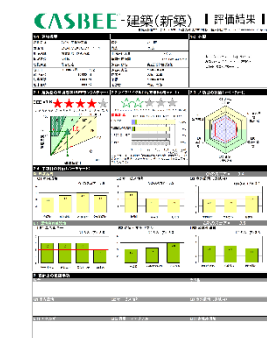
- ・ 導入する場合のみ再生可能エネルギー利用設備の種類を表示

○省エネ基準適合状況（条例第16条第3項、第4項）ホームページにおいて、「適合を○」、「不適合を×」、「適合義務対象外を—」と表示します。※なお、一次エネルギー消費量については「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で適合義務があるため、条例対象外となる場合があります。

【外皮基準への適合を義務化】
非住宅部分の床面積 2,000 m²以上のもの
【外皮及び一次エネルギー消費量の双方の基準への適合を義務化】
住宅部分の床面積の合計が 10,000 m²以上かつ建築物の高さが 60mを超えるもの

- ④建築物環境性能表示（ラベル表示データ）
- ⑤建築物の工事完了年月日
- ⑥更新情報

例)③、④のイメージ図



「CASBEE-建築（新築）」の評価



「大阪府の重点評価」



大阪府建築物環境性能表示の公表内容

4. その他

■建築物環境計画書の届出が不要な建築物

以下の建築物については、条例の第3章「建築物の環境配慮」の適用を受けず、建築物環境計画書の届出が必要ありません。

- ①法令、大阪府文化財保護条例（昭和四十四年大阪府条例第五号）又は市町村の文化財保護に関する条例その他の規程の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられている建築物であって規則で定めるもの
- ②仮設の建築物であって規則で定めるもの

■指導及び助言

知事が特定建築主に対して、建築物環境計画書の内容について、指導又は助言を行うことがあります。
例) 期日内に建築物環境計画書等の届出が行なわれていない場合、外皮基準及び一次エネルギー消費量が不適合となった場合など

■報告の徴収

知事が、特定建築主に対して、建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることがあります。
例) 期日内に建築物環境計画書等の届出が行なわれていない場合、外皮基準及び一次エネルギー消費量が不適合となった場合など

■勧告、公表

届出をすべき者が届出を行わない場合、虚偽の届出をしたときは、又は、表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、知事がその者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することがあります。
また、勧告に従わない場合は、その者の住所や氏名などを公表することがあります。
例) 期日内に建築物環境計画書等の届出が行なわれていない場合、外皮基準及び一次エネルギー消費量が不適合となった場合など

■顕彰

知事は、建築物の環境配慮に関して、特に優れた取組みをした方に対し、顕彰を行います。

「おおさか環境にやさしい建築賞」の表彰式・表彰作品集

大阪府と大阪市では、建築主等の環境に対する自主的な取組を促進し、良好な都市環境の確保と環境にやさしい建築・まちづくりに対する意識の高揚を図るため、特に環境配慮に優れた建築物の建築主及び設計者を表彰しています。また、表彰作品集を作成しています。

詳しくは、大阪府ホームページ「おおさか環境にやさしい建築賞」のページをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index.html/setubi.osb.osb.estab.html



大阪府知事賞(令和2年度・令和元年度)を受賞した建築物

建築物環境計画書等の届出のフローチャート

建築物環境計画書の届出（工事着手の21日前までに届出）【第17条関係】

※延べ面積（増改築の場合は増改築部分）が2,000㎡以上の建築物を新築又は増改築する方は、届出等の義務があります。

※大阪市、堺市に建築される方は、それぞれの市にお問い合わせ下さい。

↓

工 事 の 着 手

↓

建築物環境計画書の変更届出【第18条関係】

1、変更をした日から30日以内に届出が必要な場合（第17条第1、2号関係）

例）氏名（法人の場合は、代表者の氏名）、名称・住所、特定建築物の名称及び所在地の変更

2、変更工事着手の15日前までに届出が必要な場合（第17条第3～5号関係）

例）特定建築物の概要、建築物の環境配慮のために講じようとする措置、評価結果の変更

（その他必要な手続き関係）

工事の取りやめの届出【第19条関係】

※工事を取りやめた日以後速やかに

建築物環境性能表示届出書の届出【第23条関係】

（広告掲載日から15日以内に届出）

建築物の全部若しくは一部の販売又は賃貸を目的とした広告を行う場合のみ

表示変更の届出【第24条関係】

（広告掲載日から15日以内に届出）

第23条の届出を行った建築物環境性能表示の記載事項の変更を行った場合

↓

変更工事の着手

↓

↓

工 事 の 完 了

↓

工事完了の届出【第20条関係】

（工事完了日から15日以内に届出）

↓

顕彰の実施（第37条関係）

※建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し行うものとする。

現場への
ラベル表示
（届出不要）

↓

工事の現場
変更ラベル表示
（届出不要）

↓



大阪府

住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 建築環境・設備グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 TEL 06 (6210)9725

建築物の環境配慮に取り組む際には、ぜひご活用ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/

大阪府 環境配慮

検索

